

第 118 回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会

議事録

(開催要領)

- 1 日 時 令和 4 年 4 月 19 日 (火) 17:00～19:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 8 号館 8 階特別中会議室
(Web 会議システムを利用)
- 3 出席者
会 長 小西 聖子 武蔵野大学副学長・人間科学部教授
委 員 浦 尚子 公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター理事長
同 可児 康則 弁護士・名古屋第一法律事務所
同 北仲 千里 広島大学ハラスメント相談室准教授、
NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表
同 窪田 充見 神戸大学大学院法学研究科教授
同 後藤 弘子 千葉大学大学院社会科学研究院教授
同 木幡 美子 株式会社フジテレビジョン総務局 CSR 推進部長
同 種部 恭子 医療法人社団藤聖会女性クリニック We!TOYAMA 代表
同 中村 正 立命館大学大学院人間科学研究科教授
同 納米恵美子 全国女性会館協議会代表理事
同 渡邊 正樹 東京学芸大学教職大学院教授

(議事次第)

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」 (女性版骨太の方針) の策定に向けて
 - (2) 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に関するフォローアップ実施結果
- 3 閉 会

(配布資料)

- 資料 1 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」 (女性版骨太の方針) の策定に向けて
- 資料 2 令和 3 年 11 月 29 日男女共同参画会議における岸田文雄内閣総理大臣発言
- 資料 3 女性に対する暴力の現状と課題

- 資料4 令和4年度内閣府における女性に対する暴力に係る予算について
- 資料5 DV対策抜本強化局長級会議等について
- 資料6 DV被害者支援を行う民間シェルター等及び配偶者暴力相談支援センターへのアンケート
- 資料7 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に関するフォローアップ実施結果
- 資料8 「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージ（概要）
- 資料9 「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージ（本文）
- 資料10 「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージの実施状況

（議事録）

○小西会長 では、皆様、そろそろ時間になりましたので、ただいまから第118回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。ちょっとお久しぶりになりました。

本日の議事ですが、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」（女性版骨太の方針）の策定に向けて及び「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に関するフォローアップの実施結果について、皆様からの御意見を伺いたいと思います。

まずは事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第に記載していますが、資料1が重点方針2022の策定に向けてということで、昨年11月に開催された男女共同参画会議で配付された資料です。

資料2がその際の岸田総理大臣の発言です。

資料3が「女性に対する暴力の現状と課題」です。

資料4が令和4年度の内閣府の予算の関係の資料になっています。

資料5がDV対策抜本強化局長級会議等についてで、資料6がその関係のアンケートの質問事項です。

資料7が「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に関するフォローアップ実施結果です。

資料8から10が「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージの関係の資料です。

8が概要、9が本文、10がパッケージの実施状況という資料になっています。

参考資料1が昨年の重点方針の女性に対する暴力に関する部分の抜粋でして、参考資料2が強化の方針ということです。

事前にお送りしておりますが、不足等がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

○小西会長 それでは、議事に入ります。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」（女性版骨太の方針）の策定に向けて及び「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に関するフォローアップ実施結果について、まず内閣府から御説明いただきたいと思います。

○難波男女間暴力対策課長 それでは、御説明させていただきます。ちょっと資料が多い

ものですから、30分程度いただきたいと思います。

「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」の策定についてです。政府においては重点的に取り組む施策等を盛り込んだ「女性活躍・男女共同参画の重点方針」いわゆる女性版骨太の方針を5月から6月をめどに策定することとしております。本年の重点方針の策定に当たりましては、昨年11月29日に開催されました、この専門調査会の親会議であります男女共同参画会議におきまして、資料1の3ページ目のおおりに、2つ目の柱の「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」の中に、女性に対するあらゆる暴力の根絶について盛り込むことが考えられる旨、説明がなされたところです。また、この会議で岸田総理から資料2の第2の「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会」の実現につきまして、「配偶者暴力への対策を抜本的に強化するとともに、性犯罪に関する刑法改正に向けた議論を進めてまいります」との発言があったところです。

本日は、この後御説明をいたします「女性に対する暴力の現状と課題」、それから最近の取組の状況を踏まえて、委員の皆様から、女性に対するあらゆる暴力の根絶に関して、本年の重点方針に盛り込むべき内容について御意見を賜ればと思っております。

それでは、資料3「女性に対する暴力の現状と課題」について御説明いたします。

まず、配偶者からの暴力の現状については、2ページ目のDVの相談件数は、全国の配偶者暴力相談支援センターと、新型コロナウイルス感染症によるDVの増加・深刻化の懸念を受けて開始したDV相談プラスに寄せられた相談件数を合わせますと、2020年度、令和2年度には約18万2,000件と、令和元年度に比べて約1.5倍に増加をしております。

3ページですが、相談者の年齢は、子育て世帯であります30代から40代が全体の6割を占めています。また、相談内容は、その6割が精神的暴力を含むものとなっております。

次に、「男女間における暴力に関する調査」の中から、配偶者からの暴力に関する調査結果について御説明いたします。まず4ページ目、配偶者からの暴力の被害経験につきましては、約4人に1人が配偶者から暴力を受けたことがあるという結果が出ております。

5ページ目、被害経験を男女別に見ますと、身体的暴行、心理的攻撃等のいずれの行為におきましても、男性よりも女性のほうが被害に遭った経験の割合が高く、女性の約4人に1人は被害経験があり、約10人に1人が何度も暴力を受けたという結果が出ております。

6ページ目、命の危険を感じた経験につきましては、男女全体では3.0%、約33人に1人が命の危険を感じたことがあり、特に女性では約4.8%、約21人に1人が命の危険を感じたことがあるという結果になっております。

7ページ目、子供への被害経験につきましては、子供のいる被害女性の約3割が、子供への被害もあったと回答しているところです。

8ページ目、被害の相談の有無、相談先ですが、被害を受けた女性の約4割、男性の約6割はどこにも相談をしていないという結果になっております。相談した人の相談先としては、家族や親戚、友人・知人が多くなっております。

9ページ、相談しなかった理由ですが、男女とも、「相談するほどのことではないと思

ったから」というのが最も多くなっております。

10ページ目、被害を受けたときの行動、相手との関係をどうしたかということにつきましては、男女全体では、「相手と別れた」という人は15.5%となっております。女性では、「別れたい（別れよう）と思ったが別れなかった」というのが44.1%で最も多く、男性では、「別れたい（別れよう）とは思わなかった」というのが40.6%で最も多くなっております。

11ページ目、別れなかった理由につきましては、「子供がいるから」、「子供のことを考えたから」というのが男女とも最も多く、子供のために別れなかった最大の理由としては、「子供をひとり親にしたくなかったから」、「子供にこれ以上余計な不安や心配をさせたくなかったから」というのが男女とも多くなっております。

また、配偶者と別れなかった理由で、女性は、「経済的な不安があったから」という理由が、子供のために別れなかった最大の理由について、女性は、「養育しながら生活していく自信がなかったから」という理由が非常に多くなっています。

次に、12ページ目からDV対策の全体像を示した資料になっております。赤い色のついていところは配偶者暴力防止法に関係する規定があるものになります。それ以外は予算等による施策によって対応しているものになります。

13ページから20ページまでが配偶者暴力防止法に関する資料になります。同法につきましては、前回のこの調査会で「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ報告書素案（中間報告）」について御報告いたしました。通報や接近禁止命令等の対象となる暴力の範囲を、身体的暴力から一定の精神的暴力、性的暴力にも拡大することについて検討しているところでございます。配偶者からの暴力に苦しむ被害者の方々が暴力から守られる社会を実現するため、配偶者暴力防止法の見直しにつきまして、法制面と法の運用といった実務面、両面から引き続きしっかり検討をしてみたいと考えております。

21ページ、DV相談窓口のうち、まず最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながるDV相談ナビダイヤルにつきましては、令和2年10月から「#8008（はれれば）」という短縮番号を導入して周知を図っているところです。また、DV相談プラスについては、令和2年4月に開始したものであり、24時間の電話相談対応に加えて、SNS、メール相談などに対応し、多様なニーズに対応できる相談体制となっております。

22ページ、配偶者暴力相談支援センターの数の推移ですが、令和4年4月1日現在で、都道府県設置のものが173、市町村設置のものが129、計302か所となっております。配暴センターに寄せられる相談件数について、経年で見ますと増加傾向にございまして、令和2年度で約13万件となっております。警察における相談等の件数についても年々増加をしており、令和3年度で約8万3,000件となっております。

23ページ、24ページは「DV対策の今後の在り方」ということで、昨年3月、この調査会で取りまとめでいただきました報告書の概要として、DV対策の現状と課題を整理したのになっています。

次に、性犯罪・性暴力対策について御説明をいたします。

26ページですが、全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数です。こちらは年々増加をしております、令和2年度の相談件数は令和元年度の約1.2倍になっております。また、令和3年度上半期は、令和2年度の同期比の約1.3倍となっております。令和3年度下半期につきましてはこれから取りまとめを行いますが、それを含めた相談件数も令和2年度を上回る可能性が高いと考えられます。

27ページの相談者の年齢につきましては、電話相談、面談とも、20代以下が約7割を占めており、電話相談では20代が32.6%、面談でも20代が31.6%と最も多くなっております。

28ページですが、「男女間における暴力に関する調査」から、無理やり性交等をされた被害経験などについて、女性の回答を整理したのになります。

まず、①無理やりに性交等をされた経験につきましては、6.9%、約14人に1人の女性が無理やりに性交等をされた被害経験があると答えております。

それから、②加害者との関係ですが、交際相手、元交際相手が約3割、配偶者と元配偶者を合わせると約3割、全く知らない人が約1割となっております。

③ですが、被害経験のある女性に被害について誰かに打ち明けたり相談したりしたか聞いたもので、被害を受けた女性の約6割は「どこにも相談していない」と答えております。

それから、④被害に遭ったときの状況について聞いたものであり、「相手からふいをつかれ突然襲いかかられた」というのが最も多く、次いで、「相手から何もしないなどとだまされた」、「相手との関係性から拒否できなかった」というものが多くなっております。

29ページですが、令和2年3月に若年を中心とする女性に対して行ったインターネット調査の結果で、モデル・アイドル等の勧誘を受けた経験等についてまとめたものです。約4人に1人が勧誘を受けた経験があり、勧誘を受けたり応募した経験のある女性のうち、約7人に1人は聞いていない・同意していない性的な行為等の撮影要求を受けたことがあり、そのうち約17人に1人が性交の撮影等に応じたことがあるという結果が出ております。

30ページは、令和2年6月に関係府省会議でまとめた性犯罪・性暴力対策の強化の方針の概要になります。この強化の方針ですが、本年度（令和4年度）までの3年間を集中強化期間としまして、性犯罪に関する罰則や刑事手続の在り方に関する検討、性犯罪に対する再犯防止策のさらなる充実、被害申告・相談をしやすい環境の整備などに取り組むとしており、本年度はその最終年に当たりまして、政府一丸となって性犯罪・性暴力対策を進めているところです。令和3年度のこの強化の方針に基づく取組の状況につきましては、後ほど御説明いたします。

31ページ目ですが、令和3年3月に取りまとめた性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化についての概要で、センターの強化に向けた具体的な方策、それから地方自治体による取組の好事例を取りまとめたものとなっております。

32ページ目、相談体制の拡充のための取組です。被害者がより相談しやすい環境を整えるため、令和2年10月から全国共通の短縮番号として「#8891（はやくワンストップ）」

を運用しております。

また、ワンストップ支援センターの24時間365日運営の実現は重要な課題であります。人材面、財政面の課題も大きいということで、これまで夜間休日には対応していないセンターの運営時間外に被害者からの相談を受け付け、センターと連携して支援を行うための夜間休日コールセンターの運用を昨年10月から開始しております。さらに若年層が相談しやすいよう、SNSを活用しました相談、キュアタイムについても令和2年10月から実施をしております。

33ページから、広報・啓発の関係になります。まず、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」では、関係機関と連携・協力の下、意識啓発に取り組んでおります。具体的には、暴力根絶のシンボルマークであるパープルリボンを積極的に活用し、ポスターなどを作成、関係機関に配布するとともに、全国のランドマークなどをシンボルカラーである紫色にライフアップし、暴力の根絶を呼びかけるパープルライトアップなどを行いました。

34ページ目が「若年層の性暴力被害予防月間」についての資料です。毎年4月、若年層が加害者・被害者・傍観者にならないよう啓発を実施するとしており、本年4月の月間においては、成年年齢の引下げを受け、AV出演被害の問題など契約に関する注意喚起等について、ポスターなどに加え、SNS、トレインチャンネルなどを活用し、積極的な広報を実施しているところです。

35ページ目からが外国政府からの指摘に関する資料になります。2021年のアメリカ国務省の人身取引報告書では、人身取引の広報・啓発に関して、我が国は啓発活動の内容の多くが需要者側を対象にしていないとの指摘を受けていることから、本年の広報・啓発では、加害者向け、被害者向けの2種類のポスターの作成、3種類の動画の作成などを行い、特に性的搾取の需要者側といった加害者側への広報・啓発を積極的に行ったところです。

次に、資料4、予算の関係です。

まず1ページ目、男女共同参画局の予算につきましては、令和4年度当初予算は前年度予算から約5億円増、対前年度比1.5倍の約15億円を計上しております。

2ページ目、そのうち男女間暴力対策課の予算につきましては、令和4年度予算は3年度予算から約3.2億円増の約8.8億円を計上することができました。具体的には、性犯罪・性暴力対策については、ワンストップ支援センターに対する交付金として、センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化のため、支援員の処遇改善や人材の確保、24時間365日対応化の促進等に取り組む都道府県を支援するため、約4.5億円を計上しております。また、ワンストップ支援センターにおける支援状況の調査や相談員等に対する研修、さらにセンターの全国ネットワーク化に要する経費として約0.1億円、そのほかに全国共通の短縮番号の運営費などを計上しているところです。

DV対策につきましては、民間シェルター支援のための交付金等として、多様な困難に直面するDV被害者等に対して、より柔軟でニーズに沿った支援を提供している民間シェルター等の先進的な取組を促進するため、約3.7億円を計上しております。また、加害者対応プ

プログラムの試行実施等の経費として0.1億円、相談員等に対する研修経費として0.1億円、そのほか全国共通の短縮番号の運営経費などを計上しております。

さらに、令和3年度補正予算では、性犯罪・性暴力被害に関するSNS相談、キュアタイムの実施に係る経費として約1.3億円、性暴力被害の夜間休日の相談のためのコールセンターの運営に係る経費として約1.6億円、全国共通の短縮番号の通話料無料化のための経費として約0.4億円、DV相談プラス事業として同行支援等の相談対応体制のさらなる充実等のため約3.7億円、合わせて約7.5億円を計上しております。

先ほど御説明しました令和4年度当初予算と3年度補正予算を合わせて執行することで、性犯罪・性暴力対策の強化の方針の集中強化期間の最終年度に当たります今年度の取組、配偶者からの暴力対策などの取組を強力に進めてまいりたいと考えております。

資料5ですが、1月31日に野田大臣を議長、関係府省の担当局長を構成員としますDV対策抜本強化局長級会議を立ち上げました。この会議では、制度の運用面など法改正以外での様々な課題につきまして、自治体や被害者支援の現場の声も踏まえ、関係府省と連携して、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に係る施策を抜本的に強化することとしております。

資料6ですが、その検討のために、DV被害者支援を行う民間シェルターなどと配偶者暴力相談支援センターに行ったアンケートの質問事項の概要になります。各機関で行っております支援内容、加害者からの危害のおそれ、被害者が一時保護中または一時保護後の生活、自宅を離れた生活で苦勞していると感じていること、加害者に居場所を知られないように注意・警戒していること、安全に相談対応をするための加害者と被害者のタッチポイント、証明書発行の有無、生活再建支援の際の手續の支障の有無について、直近5年程度の状況を回答してもらうこととしており、現在、回答については取りまとめを行っているところです。

次に、資料7「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に関する令和3年度取組のフォローアップの実施結果について御説明いたします。

まず、刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処として、通し番号1のところ、法務省におきまして、令和3年9月、法制審議会に対し、性犯罪に対処するための刑事法の整備について諮問し、10月以降、刑事法（性犯罪関係）部会におきまして調査審議が進められているところです。

また、通し番号2、法務省におきまして、被害者の事情聴取の在り方等について参考となる事例の把握のため、検察庁において、令和3年4月から全国13の部制庁を対象に警察庁と連携し、精神に障害のある性犯罪被害者に対する代表者聴取の取組の試行を行っているとのことでした。

次に、性犯罪者に対する再犯防止策のさらなる充実として、通し番号4、法務省において、性犯罪者に実施しているプログラムの改訂作業等を行い、令和4年度から新たなプログラムを実施する予定とのことでした。

通し番号5、出所者情報の把握等による新たな再犯防止対策の検討として、GPS機器の装着を義務づけることなどについて、諸外国の法制度・運用や技術的な知見等を調査中で、令和4年夏頃の調査結果の取りまとめを見込んでおり、また、令和4年度予算におきまして、地方自治体等において活用可能な刑事手続終了後の性犯罪者を対象としたプログラムの開発に係る調査研究に必要な経費を措置したということです。

次に、被害申告・相談をしやすい環境の整備として、通し番号6、警察庁において各都道府県警察宛てに被害届の即時受理の徹底について通達を発出し、また、都道府県警察に対して、性犯罪捜査に従事する警察官に対する研修において、被害届の即時受理の徹底について教養を行うよう指示などを行ったとのことです。

また、通し番号9、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります全国共通短縮番号「#8103（ハートさん）」につきまして、国民へのさらなる周知を図っているとのことです。

次に、被害者がワンストップ支援センターにつながるための体制の強化として、通し番号12、内閣府において全国共通短縮番号「#8891」の周知を図るとともに、通話料無料化の予算を計上し、令和4年秋の実施に向け、検討準備を進めているところです。

次の通し番号13、多様な相談方法の提供のため、性暴力に関するSNS相談、キュアタイムを通年実施して、令和4年4月からはメール相談なども取り入れ、相談日を拡大して実施しているところです。

次に、通し番号15、24時間365日対応の推進として、交付金によりワンストップ支援センターの夜間休日の緊急対応体制に係る地方公共団体の取組を支援するとともに、夜間休日対応のコールセンターを令和3年10月に設置したところです。

次に、切れ目のない手厚い被害者支援の確立として、ワンストップ支援センターにおける支援の充実について、通し番号17、病院など地域における関係機関との連携強化のため、2月にワンストップ支援センター全国ネットワーク会議を実施して、関係機関との連携などについて意見交換を行ったところです。また、センターの病院への設置、コーディネーターの配置などの体制強化についても、引き続き、交付金により支援していくこととしております。

次に、通し番号18、職員の研修の充実として、センターの相談員、所管の行政職員、産婦人科医など医療関係者等を対象としたオンライン研修教材の作成・提供を行っているところです。

次に、中長期的な支援体制として、通し番号20、公認心理師に向けた研修について、オンライン研修教材を新たに作成・提供するなどを行ったところです。

次に、被害者の医療費負担等の軽減として、通し番号22から24のところですが、被害者・監護者へのケアの医療費負担について、交付金により支援をしているところです。

次に、多様な被害者支援の充実として、通し番号25、ワンストップ支援センターにおける障害者、男性などを対象とした支援事例集を作成し、関係者に共有することとしており

ます。また、研修に障害者、男性等への配慮に関する内容も含めるための検討を進めることとしております。

次に、通し番号29、厚生労働省において、若年被害女性等支援事業について、相談支援体制や医療機関との連携体制等の強化を図った上で、それまでのモデル事業から本格実施に移行したとのことです。

次に、教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防として、子供を性暴力の当事者にしないための「生命（いのち）の安全教育」の推進については、通し番号31、文部科学省においては、内閣府と共同で「生命の安全教育」の教材、指導の手引きなどを作成し、各都道府県教育委員会等に通知するとともに、教材を活用した指導事例を収集するため、子供を性犯罪等の当事者にしないための安全教育推進事業を実施したとのことです。

次に、わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分として、通し番号36、文部科学省においては、各教育委員会の人事担当者を集めた研修会などにおきまして、わいせつ行為を行った教員は原則として懲戒免職とすることや、遺漏なく告発を行うことなど、厳正に対処することについて周知徹底を図るとともに、令和4年4月に施行された教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に関して、児童生徒に性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者に対する情報を記録するデータベースの構築費について、令和3年度補正予算で措置、同法の適切な運用のための基本指針の策定などを行ったとのことです。

また、通し番号37、厚生労働省においては、児童へのわいせつ行為により保育士登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求めるなど、教員と同等の保育士資格管理の厳格化を行うため、今通常国会に児童福祉法等の一部改正法案を提出したとのことです。

次に、社会全体への啓発として、通し番号38のところ、女性に対する暴力をなくす運動、それから、若年層の性暴力被害予防月間におきまして広報・啓発を実施しているということです。

最後に、アダルトビデオ出演強要問題緊急対策パッケージにつきまして御説明をいたします。資料8の概要、資料10のパッケージの実施状況を御説明します。

アダルトビデオ出演強要問題は重大な人権侵害であり、令和4年4月からの成年年齢の引下げに伴い、本人の意に反してAV出演を強要されることが増えるような事態は何としても回避しなければならないということから、まずは行政府としてできることは全て行うという観点から、政府一体となって強力に取り組んでいくため、3月31日に野田大臣を議長とし、関係府省の局長級をメンバーとする関係府省会議において決定したのになります。

このパッケージは、若年層に向けた教育・広報・啓発等の強化、それと被害者保護に係る各種法制度の運用強化等の2つの柱から成っております。

1つ目の若年層に向けた教育・広報・啓発等の強化については、4月の若年層の性暴力被害予防月間におけるポスター・リーフレットによる周知のほか、成年年齢引下げに伴う

AV出演被害の予防のための動画を作成して、SNS等を活用した広報を行ったところであり、また、ワンストップ支援センターに対しまして、相談被害があった場合には、弁護士相談や弁護士紹介などの法的支援や警察への相談等の積極的な実施について周知を行うなどしたところです。さらに新たな取組として、AV出演被害に関する新たな手口のさらなる情報収集を行い、注意喚起を図るべく、今後、関係団体からヒアリングなどを行い、来月をめぐりにホームページなどにより周知をしていく予定としております。

2つ目の被害者保護に係る各種法制度の運用強化等については、各種法制度を徹底活用し、対応を強化するため、内閣府においては、ワンストップ支援センターに周知を行ったところです。

参考資料1が、昨年2021年の重点方針でして、こちらも参照していただきながら御意見をいただければと思っております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。大変盛りだくさんになっていて、予算がこれだけ拡充されてくれば、当然いろいろなことが政策として行われる、また調査で新しいことも見えてくるということだと思います。

それでは、ただいまの説明も踏まえて、重点方針2022に盛り込むべき事項及び強化の方針のフォローアップのところについて御意見をお願いいたします。時間が限られておりますので、皆様、言いたいことはたくさんおありになると思いますが、5分以内程度でお願いいたします。

それでは、御意見のある方から伺おうと思っておりますが、いかがでしょうか。お手をお挙げになるか、挙手のマークを出していただければと思っております。

後藤委員、どうぞ。

○後藤委員 後藤です。本当に多岐にわたるので、今どのようなことを申し上げると一番いいのかというのはちょっと分からないのですが、まず1つ目です。前回も質問させていただいたところではあるのですが、ワンストップ支援センターの夜間のコールセンターの充実に関して、今回予算がついているのですけれども、昨年10月から実施されて、今どのような状況にあるのかという実態について教えていただきたいと思っております。実態が分からないと、それが政策としてどういうところに課題があるのかが分からないので、それについてまず教えていただきたいというのが1点目です。

2点目に、性暴力のワンストップ支援センターに関連して、全国のネットワーク化の予算を反映していらっしゃるというお話がございました。性暴力のワンストップ支援センターについては、既に大阪のSACHICOを中心としてネットワークがなされています。既存のネットワークとどう違うのか。ここでいうネットワーク化ということの意味がよく分からなかったもので、それについて教えていただきたいというのが2点目でございます。

引き続き性暴力にまた関係するのですけれども、先ほど御説明がありましたように、今、法制審議会でも改正についていろいろ議論をしていただいているわけなのですけれども、法

制審議会の議論を見ていると、被害者の実態に即した法改正が本当に実現されるのかどうかと若干疑問に思う点多々ございます。法制審議会が議論することになかなかこれはこうだというふうには言えないと思うのですけれども、例えば女性に対する暴力に関する専門調査会から既に情報提供等の対応もされていると思いますが、さらに被害者の実態に即した法改正が行えているかどうかを何らかの形で確認するそういう議論をするような機会があるのか。法制審議会の立てつけ等で無理だとは思いますが、例えば内閣府が出している調査報告であるとか、そういうものが適切に反映していただけるようなことを促進することはできると思います。例えば先ほど調査研究について言及がありましたけれども、そういうものを反映して議論してくださいというようなことについてプッシュするという方向性はあるのかなのかというのを伺いたいと思います。

4点目ですけれども、教員の性暴力の関係です。新しく4月1日から施行された児童生徒性暴力の法律に関して、昨年もこれは盛り込んでいただいたと思うのですが、やはり教員養成課程からきちんとしたカリキュラムをつくって、人権教育、ジェンダー平等教育をやっていく必要がある。つまり、教える人に対する適切な教育的対応というのが必要だと思うので、それはぜひ盛り込んでいただきたいと思います。

あとは「生命の安全教育」なのですけれども、これまではパイロットとしてしかやっていないと承知しています。そういう意味では「生命の安全教育」を例えば教科にしていくことを追求するような方向性が、今回の骨太であっても、強化の方針でも構わないのですが、できないかということについて伺いたいというこの5点です。

以上でございます。

○小西会長 内閣府のほうでまずお答えいただいて、それから、御意見のところもあったと思うので、それは今日伺うというところでいきたいと思います。お手が皆様挙がってきましたけれども、順番にまいりますので、よろしく願います。後藤先生、ありがとうございます。

では、お願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 今、後藤先生からいただきました、まずコールセンターの実施状況については、前回、後藤先生からも御指摘をいただいたことを踏まえて、先ほど御説明した全国ネットワーク会議にも関連しますが、この中でコールセンターの仕組みについて改めて周知をさせていただきました。また、コールセンターの実施状況を去年10月からの昨年度の分については、現在報告書をまとめています。近々公表できるようにしたいと思っております。

2点目のネットワーク化の意味ですが、こちらはワンストップ支援センターの間でなかなか連携が取れていなかったり、あと、問題意識や課題の共有などを通じて、横の関係をつくっていきたいと考えており、そのための会議を今年2月にまず開催いたしました、本年度は予算措置の上、開催をしていくということにしております。

3点目の性暴力の関係、法制審の議論について御質問がございましたが、こちらは法務

省のほうで何か補足があれば後ほどしていただければと思います。例えば男女間における暴力に関する調査の結果ですとか、そういったものについては法務省も含めた関係省庁にも共有させていただいておりますので、そういったことも踏まえて検討がなされているものと思っております。

○小西会長 そうしたら、3、4、5の辺りはそれぞれ担当の省庁さんがいらっしゃるの
で、そちらにも聞きながら進めたいと思います。

それでは、順番にいきますが、法制審議会の議論について、法務省さんのほうから何か御報告を。

○法務省 法務省刑事局です。

○林局長 顔を出してください。

○法務省 法制審議会に関する御意見についてですけれども、先ほど内閣府から言及のあった「男女間における暴力に関する調査報告書」など、調査審議に有用と思われる資料については、適宜、法制審議会において資料として配布させていただいております。

また、被害の実態を踏まえるということに関しましては、小西会長に委員になっていただくなどして、被害の実態を生の声としてお伝えいただいております。

さらに、例えば被害者支援団体の方などから要望書などが法務省に寄せられることがありますので、そういったものについても、法制審議会の委員・幹事の皆様に共有させていただいております。

そういった形で、被害の実態を踏まえた御議論を行っていただけるように、事務局として、サポートさせていただいております。

○小西会長 ありがとうございます。私の名前も出していただいたのですが、法制審に内閣府からの資料などは最初に提示されております。それぞれの議論についても、当事者の会議のメンバーもいらっしゃいます。私もなるべく実態についてお話ししようと思っ
ているのですけれども、やはり法律の議論になってくると、非専門家としてはなかなかそこへの関与が難しい。これは率直な個人的な意見ですけれども、そこのところをどうい
うふうにしていけばいいのかなというのは思ったりすることがございます。すみません。ち
よっと私の感想も申し上げました。

それでは、4番は教員の性暴力の法制の問題とか今後の課題、教員養成についてという
ふうにも伺いましたけれども、文科省のほうでお願いできればと思います。

○文部科学省 文科省でございます。ちょっと画像が逆になってはいますが、教員養成
の関係でございますが、今年度からわいせつ教員に対する法律が施行されたところでご
ざいます。その中でも、教育職員の養成課程を有する大学においては、児童生徒の性暴力
等の防止等に関する理解を深めるための措置等を講じるということにされておりますので、
この法律も踏まえて、各大学において様々な取組がなされるということを考えているとこ
ろでございます。

あともう一点、「生命の安全教育」について教科化ができないかというような御指摘があったかと思えます。これにつきましてはモデル事業を昨年度から行っていますが、サンプル的に一部の学校でやっていただくことを考えているわけではなくて、全ての学校でやっていただきたいと考えておまして、そのような要請をしているところでございます。ただ、なかなか現場の先生などがどのような指導方法、指導形態にすればいいのかと、そういう疑義がいろいろありますので、モデル的にいろいろな事例を収集して、例えば保健ではこういう授業できるとか、あと、体育、道徳、いろいろな教科の中で取り入れていただけるような教育内容にしたいと考えておまして、昨年度、今年度のモデル事業を踏まえて、学校のほうで取り組みやすいような材料を学校には提供していきたいと考えているところでございます。

文科省から以上でございます。画像が変になっていてすみません。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、ここから先も直接お答えいただいたほうがいいことについては適宜指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

○後藤委員 1点だけすみません。今、わいせつ教員というふうにおっしゃっていたのですけれども、児童生徒性暴力という法律もできたので、わいせつ教員という呼び方を文科省がしないという方向でぜひお願いしたいと思えます。

以上です。

○小西会長 では、そういう御意見を承っておきます。

続きまして、中村委員、どうぞ。

○中村委員 ありがとうございます。中村です。大きな質問としては1つなのですが、いくつか関連してコメントも3点ばかりしたいなと思っています。

パワポの資料の12ページ辺りで別途やっている加害者プログラムの試行の実施をしている委員会がありまして、そこのまとめを仰せつかっているのですけれども、令和2年、3年、4年と来て、4年も予算措置をしていただいているようです。これは加害者プログラムを本格実施するための試行のための取組ですけれども、一定ガイドラインをつくったりして、今は試行のための留意事項という形でマニュアル的なものを全国でできるようにしたいということでやっています。令和4年の方針をなるべく早く立ててもらって、予算措置はあるようですので、いつ頃、どうなるかとかですね。さらに私の関心は、令和4年が終わって、何らかの本格的な実施のための留意事項をつくるとしても、これを今後、令和5年以降どうされていこうとしているのかとか、骨太方針にどう入れようとしているのかというのをちょっとお聞きしたいなと思っているのが大きな質問です。

それで、私もいくつか、この委員会だけではなくて、例えば京都府とかなり一緒に取り組んでいて、暴力を振るって悩む男性の相談窓口をつくったのです。結構いろいろな相談が入ってきますと、予約コマ数も結構消化率が高くて、個人相談をしつつグループワークに移行するというをやっている、個人相談からグループワークへ移行するのが30%ぐ

らいあるのです。つまり、ニーズがあるということなのです。つまり、現行法の枠の中でも結構いろいろなことができるので、ぜひ地域でいろいろなことができるようにしてほしいなということの中から感じたことを4点紹介します。

男性向けなのですけれども、暴力を振るって悩んでしまっている人は相談に来てくださいということをやりはじめたら、今後いろいろ対策を取っていったほうがいいなと思うのがやはり虐待との関係なのです。虐待との関係でDV絡みが多いし、子供のことで離婚したくないとか、ひとり親にたくないというようなことでまた元に戻ってしまう、奇妙な在宅DVという言い方をしているのですけれども、これへの対策がやはり必要で、虐待のケースワーカーさんにDVのこともケースワークできるような研修とか、スーパーバイズとか、こんなことが必要かなと思っていますので、ぜひ連関、リンクを強く張ってほしいなと思っているのが1点です。ですから、虐待防止法の改正など、保護者指導は要するに加害者指導なので、これをどうするかを早く組み込んでほしいなと思っているのが1点。

2つ目です。デートDVとか、それから結婚準備中の人の相談が結構入ってきたのです。これは要するに、恋愛とはまた別に、結婚を準備していくよりリアルな過程で、暴力があるともう結婚したくないよと直前で相談に来るので、結構破局的な面もありながらも、何とかしたいという人たち向けなので、これもぜひ大事な論点として、どこの部署がというのではなくて、男女課が男性相談をやるといいなと思っているのはそこなのです。虐待絡みだとそれはもう遅いので、事前に、デートDVとはまた違って、移行するプロセスで男女課が扱うべき男性相談に組み込んだほうがいいなと思っているわけです。ですので、男女課が行うDV加害暴力相談の固有性は結構大きいなと思っているのが2点目です。

3つ目は、文科省の「生命の安全教育」と関わるのですが、いじめ対策の中に、例えば旭川事件もそうでしょうし、性暴力という要素が強烈に出てくるのです。あるいは男の子も、ズボンが脱がされ、パンツが脱がされ、女の子の目の前で公の辱めを受けるというのは結構あるので、いじめ対策の中にジェンダーの暴力、性暴力問題という要素がかなり入り込むので、これをぜひ「生命の安全教育」の一つに入れてほしいなというのが3つ目です。

それから、個人的に受けている加害相談の中にSNSでのヘイト発言が強烈に出てきています。これはさらに、ヘイト発言だけではなくてウーマンヘイトになっていく問題がとても大きいなと思っています。これも男性問題ということなので紹介しておきたいなと思っています。

ですので、虐待対策の話、いじめ対策の話、結婚準備中の人への男女間による暴力相談の話、SNSヘイト発言の話を地域でいろいろ取り組めるようにしたいなということで取り組んでいることのフィードバックでした。質問としては最初に申し述べたことです。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。多岐にわたっているのですが、まずは内閣府のほうでお答えください。

○難波男女間暴力対策課長 御質問いただきました加害者プログラム、令和5年度にどうするのかということです。中村先生御指摘のとおり、まだちょっと公表できておりませんが、昨年度の試行実施を踏まえて、基礎的な留意事項をまとめさせていただいているところです。今年度はそれを基にさらに試行実施を行い、本格実施に向けた留意事項という形でまとめることを予定しております。令和5年度につきましては、それを地域で活用していただくことになろうかと思っておりますので、地域のほうに共有するとともに、さらに本格実施に向けた留意事項に基づく取組について調査研究を行っていくことになろうかと思っております。

○小西会長 ありがとうございます。後のほうでお話になった、例えば虐待との関連、あるいは結婚準備の段階での相談ということになると今度は厚労省も関係してきますし、それから、いじめの中に性暴力があると、これは本当におっしゃるとおりだと私も思いましたが、それについて何かお答えいただけることがあれば文科省のほうでと思いましたが、それでよろしいですかね。

○中村委員 それで構いません。特に質問ということではないので、何かありましたら。

○小西会長 あつたらということでは、厚労省、お願いします。

○厚生労働省 厚労省です。今日、私どもは女性保護のほうで担当が出席しているのですが、虐待の担当が今日は出席しておりませんので、なかなかちょっとお話しできないところがあるのですが、私たちが実施している事業の中で、困難な問題を抱える女性への支援ということで、婦人保護施設の専門性を活かして、今年度から民間団体支援専門員とか心理療法担当職員を配置するなど支援の強化を図っています。虐待については申し訳ございませんが御紹介することができないのですけれども、私どもの取組としては、婦人相談所の機能強化というところで努めさせていただいているところでございます。

以上です。

○小西会長 今日のところはちょっと虐待のほうは難しいということでお伺いします。

文科省のほうはいかがでしょう。

○文部科学省 文科省です。御指摘のとおり、いじめの中での性暴力被害ということも当然あるかと考えております。先ほどの「生命の安全教育」の中でも、発達段階に応じてですけれども、水着で隠れる部分について大切にしましょうとか、性暴力・性被害に気づくことがまず大事だと思いますので、そういったことも教える中で、それとまたいじめ対策への対応も併せた形で学校の中で指導していきたいと考えております。

○小西会長 ありがとうございます。ただ、私もちょっと付け加えて言わせていただきますが、性暴力の被害がいじめの中にあっても、ほとんど出てきていないというのが実情なので、そのことは踏まえてお考えいただければなと思います。そういう点では、中村委員の御発言は今後には示唆に富むことだと思っております。

では、中村委員、よろしいでしょうか。

○中村委員 一言だけすみません。ありがとうございます。私は厚労省のほうの保護者指

導、保護者対策、加害者対策の委員もしていきまして、そこで調査研究事業がまとまりましたので、一旦試行実施できるようにするものですので、ぜひこの委員会でも共有してほしいなと思っていました。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

続きまして、種部委員、どうぞ。

○種部委員 ありがとうございます。まず1つ目は、ワンストップセンターにコールセンターができて、これまで24時間対応ではなかったところも何とかやらなきゃという思いにはなっているのですが、医療機関が全く追いついていないということが課題です。研修に呼ばれたりして行くのですけれども、話を聞けば聞くほど受けられません、そんな大変なことを日常診療の中でできませんと言われてしまったり、あるいは夜中の対応には、ほかにスーパーバイザーがいないので不安だという意見があるので、支援に慣れている人をしばらくスーパーバイザーにつけないと、実際に医療対応できないのではないかなという思いがあります。

ですから、今、内閣府で研修をされているのですけれども、やはりオンラインで動画を見ても、実際の実技の習得には不十分で、オンジョブのトレーニングが必要なのではないかなと思っています。ワンストップセンターで確保している医療機関は本当に実情が伴っているかどうかということのを改めて調べ直した上で、足りないところを補っていただくような取組をお願いしたいと思います。

もう一点は、性暴力急性期に、警察に被害届を最初から出す、あるいは相談に最初から行ったケースについては、警察で独自にお医者さんを確保して、そこで証拠採取に対応されているのではないかなと思うのです。警察は近いところできるだけ診察を受けたいとか、近くのお医者さんをキープしたいということで所轄に医師を用意したいと。そうするとなかなか性暴力の対応に慣れた人ばかりではないのですね。ワンストップであれば事前に研修をきちんとやっていますので、警察に行かれたケースも逆にワンストップと協働していただいて、対応に慣れた医療機関を共有する。ワンストップで研修を積んだ医師が誰なのか情報共有していただいて、それを警察も使うということを考えてはどうかと思います。警察の方が所轄にこだわるのが私はよく分からないのですけれども、そうではなくて、好事例を横展開していただけたらと思います。

次はDVの話です。DVについて、先ほどおっしゃっていたとおり、家にとどまっている例は、出口支援の最初のスタートアップのところをつまづいて戻ってくるということなのだろうと理解しています。スタートアップにいろいろハザードがあるのですけれども、例えばうまく弁護士さんにつながり離婚に入ろうというとき、弁護士さんの対応によると思うのですけれども、離婚が成立する前までの別居中に面会交流を求められたりすることがあるのです。そうすると、厚労省のほうだったと思うのですけれども、今、面会交流の支援を地方で予算化してやっていると思うのですが、これは離婚しないと使えないのです。離婚

が成立する前はこの支援事業を使わせてもらえなかったり、離婚前、DV証明を出してもらっている場合にはちょっと対応が違うとか、これは多分省庁の違いではないかと思うのですけれども、そこに切れ目をつくらないで、どういう状況でも逃げる決意をした人がスタートアップできる場所でつまづくことがないように運用がうまくいっているかということとは隙間を詰めていただいたほうがいいのではないかなと思っています。

それから、細かいことですがけれども、これは納米先生のほうが詳しいのではないかと思うのですが、第5次計画を立てたときに現場で、やはり市町村の中でうまく運用がいないものがたくさんあるだろうから、そこをちゃんと詰めてくださいと、現場での問題を全部吸い上げる仕組みをつくらないと何が問題か分からないのではないかということ、困難を抱える女性の支援の大前提として第5次計画をつくったと思うのです。例えば、居住地以外で口座開設ができない。これはDV証明ぐらいではなかなかできなかつたりという問題があります。例えば保護命令がないと離婚後に児童扶養手当がもらえないとか、そういう運用についてのことでもう一度調査をきちんとしていただきたいなと思っています。

それから、これが最後ですがけれども、先ほどの性的いじめの話です。私もそれを言おうと思っていました。男の子のワンストップセンターへの相談のほとんどが性的いじめです。同級生だったりとか、先輩だったりとかいうところで、それがワンストップセンターにつながってくればまだいいのですが、実はそこにつながる前に多くは教員に相談しています。そして、教員に相談しているのですけれども、スルーされているので、最後、命を絶つ直前ぐらいのところワンストップにつながってくれてよかったなというようなケースが散見されます。男の子についてはいじめ自殺の最後のとどめを刺すのが性的いじめだと思いますので、その話を聞いて相談を受けた教員が、性暴力だという認識を持っていないのではないかということ、非常に懸念しています。

ですから、教育をするのは子供たちにいじめの防止をやるのではなくて、まず教員が、線引きとしてこれは立派な性暴力だということ、認識してもらおうということ、先をやらなくてはいけないことではないかなと思っています。これは意見です。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。基本的には5つあって、それぞれ御意見と提言というふうに受け止めたのですけれども、何か特に質問で聞きたいという点があったらもう一回教えてください。ここまで3人やっていただいて、それぞれ10分ずつかかっているので、時間内に終わるかどうか少し心配になってきました。

○種部委員 まず、医療が現実問題としてちゃんと稼動しているかどうかですね。ワンストップセンターができたはいいけれども、コールセンターにかけて24時間対応なのにその後医療がちゃんと対応していないことがあるのではないかと思っています。けれども、現状認識をされているか。調査をしているか。

そして、もう一つ答えていただきたいのは警察です。性暴力として警察に届けを出した人とワンストップに来た人、入り口が使うときに行くお医者さんが違っているということ

ではないかと思うのですが、これはどうなのかということです。

○小西会長 では、この2点について伺ってみたいと思いますが、医療機関のことについてはどうですか。内閣府のほうでお願いします。

○難波男女間暴力対策課長 今、種部先生から御指摘いただきました医療機関との連携の関係でございますが、先ほど御説明したとおり、先生のほうからのお話もいただきましたが、産婦人科医等、医療関係者向けの研修の教材というのも作成して、ワンストップ支援センターについて、また、性犯罪・性暴力に関する理解を深めるというような取組も行っているところです。また、スーパーバイザーをつけるというようなお話をいただきましたが、今年度、ワンストップ支援センターのコーディネーターと我々は呼んでおりますが、地域の関係機関の間での連携などについて行うコーディネーターの配置のための経費も交付金の中で措置をしております。そういったところをきちんと地方自治体のほうで活用していただけるような形で、さらに取組を進めていきたいと思っているところです。

○小西会長 ありがとうございます。

そうしたら、2番目のほうは入り口によって違ってしまう問題ということで、警察のほうに伺えばよろしいですかね。警察庁、いかがでございますか。

○警察庁 警察庁でございます。先ほど種部委員からお話ございましたワンストップセンターとの連携についてでございますけれども、警察庁のほうでは内閣府とも連携をいたしまして、各都道府県警察に対しまして、ワンストップ支援センターと協力・連携して、性犯罪被害者の対応に当たるよう指示をしておるところでございます。

また、これを受けました各都道府県警察におきましては、ワンストップ支援センターからの相談の引き継ぎ、あるいは被害者の病院への受診や身体等からの証拠採取、被害者への様々な支援等におきましてワンストップ支援センターとの連携を密にして、性犯罪被害者への各種対応に当たっておるところでございます。また、このほかにもワンストップ支援センターと定期的に連絡会あるいは意見交換等を行っている府県もあると承知をしています。

先ほど種部委員から、所轄の医療機関のほうに警察は最初、処置をお願いするというようなお話がございましたけれども、やはり近いところということがあったり、ふだんの関係ということもありまして、また、被害者の意向も踏まえてそのような対応をしていることもあるのかと承知をしております。いずれにしましても、ワンストップセンターとの連携については警察としても非常に大事だと認識をしておりますので、今後もワンストップ支援センターと連携して、被害者の心情に配慮した性犯罪捜査をやってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

では、その連携する側の内閣府のほうからまたお話を。

○難波男女間暴力対策課長 ワンストップ支援センターと警察との連携というところでは、

全国ネットワーク会議なども活用しまして、警察庁との必要な連携について現場のお話も聞かせていただいて、それを警察庁のほうとも共有させていただいているところですので、引き続き、我々としてもその連携の強化に努めてまいりたいと思っております。

それから、種部先生から、DVの関係で現場の問題点について吸い上げてというお話をいただきました。また、生活再建のスタートアップで様々なハザードがあるというようなお話もいただきました。その点につきましては、資料6でお配りしておりますが、民間シェルターや配偶者暴力相談支援センターのほうに、アンケートをかけさせていただいております。その中の最後、(7)の部分で生活再建支援の際の手續の支障の有無というようなことで、例えばお話しいただいた児童扶養手当の話など、そういったところにどういった支障があるかというようなことの把握に努めているところです。

○小西会長 ありがとうございます。

種部委員、いかがでしょうか。

○種部委員 このアンケートはもう実施が終わったのでしょうか。

○難波男女間暴力対策課長 はい。こちらは一応、3月末締めということで各施設・機関のほうから出していただいております。取りまとめに今、事務作業で時間がかかっておりますが、なるべく早く取りまとめたいと思っております。

○種部委員 ありがとうございます。また共有をお願いします。

○小西会長 よろしくをお願いします。

それでは、納米委員、お待たせしました。どうぞ。

○納米委員 よろしくお願いたします。先ほど種部委員からも、それから今のお話でも現場と中央というお話が出ていたかと思えます。現場の状況を吸い上げていただくということもあるのですけれども、もう一つ、今、私は男女センターにおりますが、男女センターにいて国がどう動いているかということが伝わってこないのです。それは国に問題があるのか、自治体に問題があるのかとか、いろいろあると思うのですけれども、国がいろいろ出される通知であるとか事務連絡というのが、なぜかセンターの相談現場に届かない。それで、私はたまたま別ルートで、こういう通知が出ているはずだということ自治体に問い合わせ、そういうのが出ているのですかということ調べてもらって分かるというようなことがあるのですね。例に挙げますと、今年1月に国交省がDV被害者の公営住宅への入居に関しての通知を出されていて、後追いで内閣府が事務連絡で都道府県の男女共同参画の主管課長宛てに文書を出されていると思うのです。でも、それが男女センターに届かないのですね。

ですので、国では通知を出した後にしっかり自治体が対応されているかということをもう一步踏み込んでフォローアップしていただきたいと思うのです。公営住宅への入居ということはとても重要なことだと思うのです。仕事を休めないといったような事情でシェルター入所をちゅうちょされる被害者などもあります。シェルターに入った後の入居先ということ以外にも、住宅支援というのはすごく大切なことだと思うので、ぜひ充実させていた

だきたいと思うのです。

公営住宅の優先入居に関して、DV被害者だということを要件にして、今度新しく確認書でも認められるということになった。あれを使って入居できたのが一体どれくらいなのかという全国の状況を把握していただけないでしょうか。そのような調査の照会をかけることによって自治体にさらにプッシュすることにつながると思うのです。そのような形で動いていただけたらと思います。

住宅支援に関してもう1つ申し上げたいことがあります。婦人相談所の緊急一時保護所に保護されたときには、ほかの県に転出することが条件になっている自治体があるのです。近年、緊急一時保護の件数が減ってきている理由の一端がそこら辺にもあると思うのです。加害者の追跡の危険を防ぐということだと思うのですけれども、これは被害者にとって居住の自由という観点から問題ではないかと思うのです。ですので、ぜひDV被害者への住宅の支援、居住の権利の保障をお願いしたいと思います。

通知に関してはこの件だけではなくて様々なものが、特に男女系には届かないとか、厚労系のもは男女系に届かない。女性支援新法絡みでもって若年女性の支援のためのマニュアルなども出されているということを知りまして、それも別途から入手したのですけれども、それは男女系には来ないのですね。そこら辺をぜひ改善いただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

○小西会長 ありがとうございます。

内閣府のほうでお願いします。

○難波男女間暴力対策課長 今、納米先生から御指摘いただきました。我々のほうも独自に出している通知、事務連絡もありますし、例えば先ほどありました公営住宅の入居の件については、国交省の通知を受けまして、我々のほうから男女課、配暴センター所管課のほうに通知を出しております。また、ワクチンの接種や、様々な給付金の話など、そういったことについても通知を出させていただいております。

届かないというお話がありましたので、各都道府県のほうには、通知発出の際に改めてきちんと行き渡るよう、徹底をしてまいりたいと思います。また、公営住宅への入居の件、どれくらい入居できたのかということですが、こちらの調査につきましては国交省のほうとも相談しなければならないかと思っておりますので、まずちょっと話をしてみたいと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

納米委員、それでよろしいでしょうか。

○納米委員 他県への転出という辺りは厚労省さんとしてはどう考えていらっしゃるのでしょうか。それを一時保護の条件にしてしまってもよいのでしょうか。それをしなくてもちゃんと安全が確保できるようにすべきだと思うのですが。

○小西会長 では、厚労省に伺ってみたいと思います。

○厚生労働省 厚労省です。すみません。私どもは異動したばかりだということもあり、そういう事案があることを承知しておりませんでしたので、また事務局を通して先生のほ

うから詳細を教えていただければと思っている次第でございます。

○小西会長 やはり厚労は関わる部署も多いので、いつも1人いらしても分からないことが結構あったりします。またちょっと後で納米委員ともやり取りをしていただけるとよろしいかなと思います。

○厚生労働省 よろしく願いいたします。

○小西会長 納米委員、以上でよろしいですか。

○納米委員 大丈夫です。

○小西会長 ありがとうございます。

続いて、北仲委員、お願いいたします。

○北仲委員 3点ほどお聞きしたいことがあるのですけれども、今の一時保護の各県のばらつきとか実情については、数年前にシェルターネットが厚労省と内閣府に要望書を出しておりますので、再度それをお読みいただければ、各県のばらつきがかなりあるということをお伝えします。

それに関連してですけれども、今、厚労省の婦人保護事業の見直しで新法が国会にかかっているところかと思えます。まだ国会にかかって、通っていないので、ちょっと先走りかもしれませんけれども、これで婦人保護事業の婦人相談所が少し、ようやく全国統一の基準なり支援内容がはっきりしてくるかと思うのですけれども、片や内閣府のほうでは婦人相談所を配偶者暴力相談支援センターとしてきたわけですね。DV法の配偶者暴力相談支援センターの支援内容をどうしていくのかというのを、やはりこの新法ができることによってきちんと整理する必要があると思えます。

先ほどの資料の中で、配偶者暴力相談支援センターが例えば就労支援だとかいろいろな支援をするようなイラストになっていましたけれども、そんなことをしている配偶者暴力相談支援センターは全国のどこにあるのでしょうか。特に小さい規模の市町村で配暴と名のっているところがそんなことをしているのかとか、かなり実態とうたっていることがずれているのかなと思います。また、新法のほうで女性だけ支援することに対する批判というのものが上がっているとは聞いているのですけれども、DV法は性別関係なく対応するはずですので、そことのずれのすり合わせもまさに今必要なのではないかと思います。

性暴力も同じで、性暴力も新法で対象になっているので、そのこととワンストップ支援センターとの位置づけの整理も必要かと思えます。

もう一つは、これまで議論されていたDV法の改正のほうの議論はどうなっているのかというのをお聞きしたいと思います。今後、次のこの会議でなされるということなのでしょうか。

3つ目ですけれども、さっきも出ていましたコロナ対策の関係などでも、それから給付金とかワクチンのこととかでも、いろいろとDV被害者のことを配慮した通知を確かに内閣府のほうで出していただいて、大変役立った部分もあるのですけれども、特にワクチンについては、ワクチン接種の現場の自治体とか、保健所とかその担当者というところにはほ

とんど、こういう通知が出ていますよと内閣府が幾ら言われても、それで住所を移していない人がワクチンの接種券を受け取れて、証明が取れているとはとても思えないのです。ですので、納米委員も言われたように、通知は出していただけるのだけれども、本当にそれが役に立ったのか。本当に住宅だったり給付金だったりワクチンだったりのところで結果が出たのかというのが、私たちも本当に、支援する側も役立てたいと思うのですけれども、なかなか歯がゆい思いをしているので、その辺をもう少し工夫して、せっかく出していただける通知だったら、それが成果を生むようにしていただきたいなと思います。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

そうしたら、3つに整理させていただきまして、1つは新法に関すること、婦人保護事業と配暴センターの見直しとか、あるいはそういう中での支援の整理みたいなことですね。それについて、もし厚労のほうで何かあればお答えください。

○林局長 うちでもいいです。

○小西会長 では、内閣府のほうでお願いします。

○難波男女間暴力対策課長 まず、困難な問題を抱える女性新法の関係について御質問をいただきましたが、配暴センターについては、婦人相談所などの機関がその機能を兼ねるとされておりまして、配暴センターがその機能を兼ねるに当たって、今回の法律、新法で様々調整を取らなければならない部分などが出てくると思いますので、その部分については施行までの間に考えていきたいと思っております。

それから、DV法見直し検討ワーキング・グループですが、前回の開催から間が空いておりますが、日程調整の上、次回の開催を早くやっていきたいと思っております。

○小西会長 では、局長のほうから補足いただきます。

○林局長 北仲先生から御質問いただいた困難を抱える女性への法律案の件ですけれども、私どもも当然法律案を見ておりまして、2つ指摘しておきたいと思っております。まず、全国にある配暴センターは302ございます。婦人相談所に配暴センターという看板をかけてやっっているのが50あるという形ですので、婦人相談所イコール配暴センターではないのは当然のことでございます。

それで、法案の中には、婦人相談所を今度女性相談センターにすることで業務も変わってくるということですが、配暴センターとしての役割は引き続き、配暴センターという看板の下でやってもらうことになっていきます。また、婦人相談所以外の配暴センターが全国で252あるわけでございますが、そことの連携はしてもらうということで、それは条文上明記されています。

また、ワンストップ支援センターとの関係ですけれども、新法の法案の中には、関係機関と連携するということが書いてあります。その関係機関を後で別途方針として決めていくことになっているのですが、その中にはワンストップ支援センターも当然入っていくものと我々は理解しておりまして、そのような整理の下で、法律が通れば、私どもは具体的

な作業をしていくということで考えているところでございます。

○小西会長 ありがとうございます。

3番目は納米委員がおっしゃったことと基本的には同じで、通知が最後まで届いているかどうかを確認してほしいということで、何か付け加えることはございますか。

○難波男女間暴力対策課長 先ほど納米先生の御質問でもお答えしましたが、なかなかきちんと関係部署に届いていないというお話がありましたので、我々のほうでお送りしているのは、配暴センターの所管課やワンストップ支援センターの所管課になりますが、きちんと共有されるように、発出する際には徹底をしていきたいと思っております。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、そのほかのまだ御発言がない委員の方はいかがでしょうか。もう一回確認しますと、2022年度の重点方針について特に強調したいところとか、政府全体に言っていきたいところということですから、御意見があればぜひお願いいたします。

浦委員、どうぞ。

○浦委員 ありがとうございます。言いたいことと言っていたので、今一番言いたいことをお伝えできればと思います。

「生命の安全教育」などを見ていて最近一番感じるのは、性暴力で今一番取り組まなくてはいけないのは学校現場ではないかなと思っています。それはほかの委員の方々も御指摘いただいたとおりで、顕在化していない性暴力が学校現場にはたくさんあって、そういう性暴力はワンストップセンターにはなかなかつながりにくいという、本当に今手が届かない性暴力だなと感じています。

学校現場のことなので、どういうお作法でそこに入っていけばいいのか、どういう文法が有効なのかということもちょっと私たちも考えあぐねているので、ぜひ文科省の方からお知恵をいただきたいのですけれども、そういう潜在化しやすい性暴力をいかに発見するか。教員も見過ごすし、子供自身も被害認識がない、そういう構造の中でどうやって発見すればいいのか。

発見した後も、子供に対して教師だったりいろいろな大人が何度も何度も聞いて、みないなことで、二次加害的な状況が残念ながら起こっているなど感じています。なので、いかに発見して、どう対応するかというマニュアルやシステムを、ぜひ文科省がお知恵を寄せていただいて、示唆いただけるとありがたいなと思っています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

文科省のほうで何かございましたらお願いします。

○文部科学省 文科省でございます。「生命の安全教育」を今進めているところですが、その中でも、いかに周りが気づくか、あるいは本人が気づくということを重要視しているところでございます。今、モデル的にいろいろ回している部分もございますので、よい事例などは今後共有を図っていきたいと考えております。

また、対応等についての御指摘もございました。今、生徒指導提要ですとかそういったものを見直しなども図っているところがございますので、そういったところで対応の在り方なども盛り込んでいくことや、先ほどの教師による性暴力の法律の中でも教員への啓発等が入っておりますので、そのような啓発や周知等も進めていきたいと考えております。

○小西会長 ありがとうございます。

文科のほうでやられているこういう政策については、私たちの期待がすごく高いのだということをお願いいただくと、だからこそ皆さんがいろいろ発言されているのだと思いますので、そういうふうに分かっていただければと思います。

浦委員は以上でよろしいですか。

○浦委員 あともう一個よろしいでしょうか。

○小西会長 もう一つ。では、その次に木幡委員に参ります。

○浦委員 今、ワンストップセンターのネットワーク化なども進んでいて、情報共有できるようになってきて改めて感じるのは、やはりセンターによってやっている支援がばらばらだということです。医療費等の制度については交付金などで格差が減ってきたなど感じるのですけれども、一方で相談員の質という意味では、まだまだ相談員によってスキルが異なるなどということもあって、やはり各センター単体で人材育成というのは限界を感じているところです。相談員の包括的な養成・育成プログラムを内閣府でぜひ検討いただくとありがたいです。お願いします。

○小西会長 内閣府のほうでお願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 ワンストップ支援センターに関して、相談員の方の包括的な研修というようなお話でしたが、現在もオンライン研修教材を作成させていただいて、関係するワンストップ支援センターの相談員の方など、関係者の皆さんにいつでもご覧いただけるようにということで共有をさせていただいておりますので、そういったものも活用していただきつつ、また、今年度はセンター長など、そういった方に対する研修もやっていきたいと思っておりますので、そういったところで各センターの取組なども共有して、全体的な支援の向上を図ってまいりたいと思っております。浦先生からいただきました問題意識はきちんと踏まえた上で、今後対応させていただきたいと思っております。

○浦委員 ありがとうございます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、木幡委員、どうぞ。お願いします。

○木幡委員 ありがとうございます。フジテレビの木幡です。

この会議で私も何回か申し上げていることなのですが、主にDVに関してなのですが、どうしても起きたことへの対応だけやっているような気がしていて、それではやはり減らないですね。被害者のサポート体制を整えることや、声を上げましょうという広報をすることはもちろん大事なのですが、やはり減らさないといけないということに関しましては、加害者の意識、ここがすごく私はいつも気になっております。、こんなに前

年度から1.5倍になっているというデータが出て、果たして加害者は、自分の行為がDVに当たるのかということを実際に理解しているのでしょうか。理解していないからどんどんやり続けてしまうということがあるのではないか。

例えば、本当に暴力というふうなイメージが世間一般にはすごく強いと思うのですけれども、人権侵害という意味では、人前でばかにしたりとか、生活費を渡さないとか、いろいろなものもDVに当たるというような認知をもう少し拡大させることで、双方にとっていいと思うのです。受けているほうもこれがDVだと分かっていないかもしれない。やっているほうも分かっていないかもしれないというところの両方に働きかけるような普及啓発にもなります。ぜひこういう視点で少し考えてみてはいかがでしょうか。何かそこがいつも少しおろそかというか、あまりやられていないような気がいたします。

例えばアンケートとかで、自分はDVの加害者であるかもしれないと思うことがあるかみたいな、そういう質問はされたことがあるのでしょうか。もしこういう質問があったとしても、98%が「ない」と答えているみたいなことがあったとしたら、やはりやっているほうは明らかに分かっていないのではないか。その辺りはどうなのでしょう。そういうリサーチというデータ。私も全く素人で申し訳ないですけども、専門の先生方で、やはりそこが認知されていないようなデータがあったりするのでしょうか。

○小西会長 ありがとうございます。

加害者のほうの予防の問題ですけども、お願いいたします。

○難波男女間暴力対策課長 木幡先生から御指摘いただいた加害者の意識の問題ですが、その点についてまとまったデータというのは、今ちょっと思い当たるものはございませんが、まさに中村先生や納米先生にも御協力をいただきまして、加害者プログラムに関して今進めているところです。加害者プログラムは加害者の認知に関して、自分の行為が暴力だということに関して気づきを与えるなどが主になりますので、そういった取組をさらに進めていくということで対応してまいりたいと思います。

また、普及啓発の関係では、11月の女性に対する暴力をなくす運動など、そういった機会をきちんと捉えて、予防のための広報などにきちんと取り組んでいきたいと思っております。

○小西会長 ありがとうございます。

木幡委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ずっとこういうことに関わってきた者として申し上げますと、例えば児童虐待は、1990年ぐらいに最初に調査されたときは年間1,000件出て、多いとって驚いていた時代があるのです。そこからずっといろいろな対策が打たれてきて法律も変わって、それでも減らないですね。やはり隠れているものはなかなか簡単には減らない。

アメリカなんかのことを考えても、発見されたのは70年代ぐらいですけども、政府予算が入るようになったのは80年代ぐらい。でも、性的虐待が減ったかもという議論がよく起こるようになったのは90年代の後半ぐらいです。本当に発見されていないものは、

政策を打てば打つほどだんだん増えてくる時代があるということも、もちろん予防は大事だし、減らさなくてはいけないし、木幡委員がおっしゃることはそのとおりなのですが、恐らく今DV件数の減少を指標に今使うべきではないと私は思っておりますので、参考のためにお話ししておきたいと思います。

後藤委員、どうぞ。お願いします。

○後藤委員 いいですか。ほかの方もいるのですけれども、どうしても2点だけ、先ほどもっと全体的にというお話があったので、2つお願いしたいと思います。

1つは、先ほどアダルトビデオ出演強要の問題について対策を立てていただいているというお話なのですが、昨年と今年で最も違うのは、この4月1日から成人年齢が引き下げられたということです。どこがどのような形で対応するのかというのはいろいろあると思うのですけれども、こども家庭庁ができて、子供の対策が充実していく中で、18、19歳の年齢層が残されていくと思います。そういう意味では、アダルトビデオ出演強要だけではなくて、18歳、19歳に対する被害全般ですね。性暴力も含めてきちんとした把握もしていかななくてはならないと思いますし、18歳、19歳はもう成人だからそのままいいという形ではなく、どのような形で支援ができるのか。困難を抱えた若年女性については法律もできると伺っていますけれども、それについて、今回の骨太のところで18歳、19歳の支援を変わらず実施することや、どういう問題が生じているのかを確認していくということを内閣府主導で行っていただきたいというのが1点です。

もう一つは、先ほどのDVを減らすということともちょっと関係すると思うのですけれども、最近、広告に関して様々な問題が生じていると理解しております。UN Womenがアンステレオタイプアライアンスという活動をしていて、そのホームページを見ますと内閣府も何らかの関係を持っていらっしゃるのことがわかります。最初に中村委員がおっしゃっていた女性に対するヘイトスピーチとの関係もありますが、これは男女共同参画基本計画でも何度も取り上げられていると思いますけれども、UN Womenがアンステレオタイプアライアンスとして対応する必要があると言っているにもかかわらず、そのアライアンスに入っている、そしてファウンダーとされている企業がアンステレオタイプアライアンスの基準に反する広告を行っていることについては重く受け止めて、広告やマーケティング等に関して何らかの対応をしていくようなことを骨太で書いていただきたいと思っております。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、ちょっと時間も詰まってきましたが、今御発言がない委員の方にも一言ずつ御意見いただければと思うのですけれども、表の順番でお名前を言っていいでしょうか。可児委員、いかがですか。

○可児委員 可児です。私は北仲さんが質問したのと同じで、DV法の改正がどうなってしまったかいうところが非常に気になっておりました。内閣府からの説明で近々会議に入れられるということをお聞きしましたので、その点では安心しました。

ただ、DV法の改正が本当に1月から全く動かない状態になってしまっています。動いていない時期というのは結局、今と何も変わらない状態がずっと続いていっているわけですね。今、もうDV法は全然使えない法律、特に保護命令に関しては全く使えない法律になっているわけで、その状況がずっと続いていくというのは非常にまずいと思っています。相談もこれだけ増えている中で何も対策が進んでいかないというのは非常に大きな問題だと思いますので、具体的なスケジュールもきちんと示していただいた上で、ぜひ早期に改正に向けた議論を再開していただきたいと強く要望します。

以上です。

○小西会長 これは私もすごく気になっていましたので、ぜひ近々に開催をお願いしたいと思います。

続きまして、窪田委員、いかがでしょうか。

○窪田委員 私のほうも気になる点はあったのですが、既に御指摘がありましたので、発言は求めませんでした。一応確認しておきますと、1点は今お話のあったDV法の改正について、検討したのになあ後どうなっているんだろうなと思って気になってホームページを見てみたら、全然動いていないのだということで、ちょっとびっくりいたしました。それぞれいろいろな事情があるのだろうとは思いますが、どうなのかなと思いました。

もう一点は、種部委員、北仲委員から御発言があって、そして最後、私自身が非常に疑問に思った形そのまま浦委員から御発言があったのですが、配偶者暴力に関する相談窓口あるいはコールセンターの人材育成というのが大変気になっておりました。24時間サービスがありますとかいっても、この種の問題は確かに最初のところの受け止めが大事なんでしょうけれども、多分、心理学的な問題であったり、法的な問題であったり、刑事手法に関わるような問題だったりとかものすごく多様性があることについて、一体その最初の窓口がどうなるのだろうかというのは大変に大きい話だろうと思います。

一応それに対してはオンラインでDVDも提供しているということだったのですが、私は、オンラインでDVDを自由に使えるからマスターできるというようなレベルの話ではないのだろうなというのが正直な感想でした。ただ、この種の問題というのは一方で、サービスをできるだけきちんとしたものにするということ、サービスを拡張するといいますか、24時間すぐに対応できるようにするという側面と、一方で適切な人材を育成するという側面がありますが、両者は多分物すごく緊張関係があることなのだろうと思います。

育成に関して言うと、先ほどDVDの提供というのがありましたけれど、心理学的な問題とかでいったら、一定のトレーニングを受けた人というような意味では、多分兎相とかでもそうなのだろうと思いますが、やはり一定の人材を確保するというのも必要で、何もなければ、とりあえずこのDVDを見たらもう明日から仕事ができますよという世界ではないだろうと思いますので、その辺りをもう少し実質的に、予算を配置しましたというレベルではない形で対応していただければいいなと思います。ただ、もう既に今まで出ていた発言でしたので、手を挙げませんでした。御容赦ください。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、今のも含めて局長にお話しいただきます。

○林局長 先生方、本当にどうもありがとうございます。

まず、AV出演強要問題。今、私どもはAV出演被害問題と呼んでおります。そのときは必ずしも強要ではないけれども、でも、やはり後になって嫌だという方も大変多いので、私どもはAV出演被害問題と今呼んでおります。

後藤先生御指摘のように、民法改正によりまして、この4月から成年年齢が引き下げられまして、18歳、19歳につきましては、これまで未成年者取消権というのが使えたのが、もう使えなくなりました。

それで、私ども行政政府としては、できることは全部やるということで、先ほど御紹介したとおり、3月に関係局長を呼びまして、アダルトビデオ出演強要問題緊急対策パッケージというのをつくって、とにかく教育・広報・啓発の強化をするのと、あと今、現行法でできること、例えば民法、消費者契約法、刑法、労働者派遣法等々ありますので、これらの法律をどのように運用すれば問題を乗り越えることができるのか、ワンストップ支援センターや警察、法テラスなどと共有して、その問題を抱えた人が来たときにはすぐ弁護士相談につなげられるようにしたところでございます。

ただ、これで十分なのかということについては様々な御議論があつて、現在、国会、立法府のほうで、各党の国会議員の先生方の中で立法措置について御議論があります。私どもとしては、この議論がどのように進んでいくのかしっかり見守ってまいりたいと行政政府として考えております。このお話、具体的にもう各党で議論されていますので、これがきちんと前に進むことを期待しているところでございます。

それから、DV法の改正でございます。こちらにつきましては、ワーキング・グループで先生方にいろいろ御議論いただきまして、本当にありがとうございます。先ほど課長から申しましたように、近々またワーキングを開催するというので考えております。DV法のワーキングはちょっと間が空いてしまった理由が2つありまして、1つは、民事訴訟法の改正案がこの通常国会に出ております。非常に技術的な話なのですが、実はDV法の中に民事訴訟法がそのまま引用されております。この民事訴訟法は、基本的に訴訟手続を民事についてはIT化するというものでございます。なので、このことについて一応私ども、具体的にどういうことになっていくのかというのをきちんと確認することが必要だったということでございます。これが1つ。

もう一つは、実はDV法改正以前の問題として、結構現場でDV支援措置やDV被害者の方の支援など、いろいろ十分ではない点がたくさんあるのではないかと。今日もたくさん御意見をいただいておりますが、たくさんあります。実際、一つ一つは各省が出している通知だとか、手続のような比較的現場に近い、細かい、しかし重要なお話がたくさんあるということが、去年の秋、私どもはいろいろお話を聞かせていただいたり、あるいはアンケート

などで分かってきております。

それで、これをきちんと一つ一つ解決していかないといけないのではないかということで、先ほど御紹介しましたとおり、DV対策の抜本的強化のための局長級会議というのを立ち上げました。ここで局長たちを集めて、一個一個の問題、例えば、窓口でこういうことが起きているとか、こういった支援につながっていないとか、いろいろなお話があり、学校から住宅からもう様々、役場の窓口でもいろいろなことがあります。そういったことを一個一個きちんと詰めて対応しないと、全体としてDV対策の強化にならない。法律はひとつ重要なのですけれども、法律以外の現場の行政も課題がいろいろありますので、全体としてDV対策を抜本的に強化して、被害者の方々に寄り添う支援をするためには相当いろいろな努力が必要というのが全く正直なところでございます。

DV法ができて20年たつのですけれども、実は局長級の会議は今までやったことがないというか、なかったのですね。各省にまたがる法律なのに、議員立法だったということもあって、行政で支える体制が必ずしも十分でなかった面があると思います。私は、これはよくないと思ひまして、それで野田聖子大臣と相談して、DV対策抜本強化局長級会議というのを立ち上げて、法律を現場で支える体制をきちんとつくって、その上で法律改正をしたということ、今回そういった準備等々をやっておりました。もう局長級会議を動かして、今いろいろ細かいお話を各省と相談しております。そうした中で今度またワーキングを開催させていただいて、DV法の改正についてももしっかり前に進むようにしてまいりたいと思います。

あともう一点、窪田先生などから人材育成のお話がありました。ワンストップ支援センター、それから配偶者暴力相談支援センターの相談員の確保や研修が大事というお話をいただきました。私どもも全くそう思います。2つ重要だと思っております、やはりその相談員の方々に職業としても確立できるようなレベルの報酬をきちんとお出しし、それで研修ももちろんきちんとしていただき、その両方があって初めて信頼される質の高い相談ということなのだと思います。ということで、今回も報酬の引き上げということはこの4年度予算で措置してしまひまして、交付金を出す際に、相談員の方々の報酬を引き上げることとしております。また、報酬を引き上げることによって人材を確保すること、それから研修の強化ということで、先ほど、DVDの話などを課長から申しましたけれども、当然それだけでは十分ではないと思っております、研修についても抜本的に強化できるように体制を組んでやってまいりたいと思っております。私どもは、やはり報酬と、それから研修・質の強化は車の両輪ではないかと考えております。

○小西会長 ありがとうございます。

そうですね。だから、DVや性暴力というのが隅っこにある議員立法の法律ではなくて、ジェンダーの平等ということを考えるのに基本的なことなのだというのを全体に理解していただく。その上で、当然、DV法の足りないところの改正をしていくというふうにぜひお考えいただければと思います。次にまたもう少し具体的にお聞きできると思いますので、

よろしくお願ひいたします。

そろそろ時間になりましたが、ほかに何かぜひともということはございますか。

それでは、皆様、今日は活発な御意見をありがとうございます。本日いただいた御意見も踏まえて重点方針2022の案を作成し、本調査会の親会議である男女共同参画会議において、今後、重点方針の決定に向けて議論していくということになっております。

また、性犯罪・性暴力対策については、先ほどお話がありましたように、集中強化月間の最終年度でありますので、関係省庁においてより一層実効性のある取組を進めていただくよう、ぜひお願ひしたいと思います。

それでは、今後の予定等について、事務局から連絡をお願ひいたします。

○難波男女間暴力対策課長 次回につきましては、また改めまして事務的に御連絡をさせていただきたいと思ひます。

○小西会長 以上をもちまして、第118回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。どうもありがとうございました。